

# 宅内給排水設備に係る完成検査の実施について（御連絡）

年 月 日

お客様へ

（工事店名）

（所在地）

（連絡先）

- 水道法第 17 条  
 下水道法第 13 条  
 農集排条例第 9 条

の規定に基づき、宅内給排水設備の完成検査を下記の日程

で実施します。

つきましては、以下の事項に御承諾ください。

- 1 完成検査は、所有者が不在の場合でも実施します。
- 2 完成検査の際は、敷地内に立入ります。
- 3 完成検査に当たり、車両を敷地内に停めさせていただく場合があります。
- 4 外構工事中であっても、支障がない範囲で検査を実施します。

## 記

検査日時	年 月 日 ( ) 午前・午後 時 分
工事事業者	
検査内容	給水・排水管等の確認作業
備考	天候等により、日程が変更になる場合があります。その際は、再度、御連絡します。